

# 令和元年度第2回岩手県子ども・子育て会議 議事録

日時：令和元年8月21日(水)14:00～

場所：岩手県水産会館

## 1 開会

### ○大内少子化・子育て支援担当課長

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

私は、子ども子育て支援課 少子化・子育て支援担当課長の大内と申します。

本日の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、只今から「令和元年度 第2回岩手県子ども・子育て会議」を開会いたします。

はじめに、本日まで出席いただいている委員の皆様は、委員総数25名のうち21名であり、過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は、公開となっておりますので、ご了承願います。

本日まで出席者ですが、お手元の出席者名簿に記載しておりますので、全員のご紹介につきましては省略させていただきます。

## 2 議題

### 次期「いわて子どもプラン」素案について

### ○大内少子化・子育て支援担当課長

続きまして、2の議題に入らせていただきます。

本日の議題といたしまして、次第のとおり「いわて子どもプラン」の素案等についてでございます。

前回の会議では、主に、新たな「いわて子どもプラン」の策定方針等について御協議をいただいたところでございますが、その方針に基づき、事務局において素案を作成したところでございます。

本日は、新たな「いわて子どもプラン」の素案等について皆様にお示しいたしまして、その内容等につきまして御協議をいただきたいと存じます。

主に、現在のプランからの修正箇所や、新たに追加した箇所につきまして、事務局からご説明をいたしますので、そのあたりを中心にご議論をいただきたいほか、プランの素案の中で不足している視点や取組等がないかといった点についてご意見を頂戴したいと考えております。

また、プランの記載内容には直接関連がなくとも、参考となる事例などについても、様々ご意見を頂戴できればと考えてございますので、どうぞよろしく願いします。

それでは、岩手県子ども・子育て会議条例の第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を遠山会長にお願いいたします。

### ○遠山会長

遠山でございます。今日はよろしく申し上げます。

本日は議題は1つであります。

見ていただきますと分かるとおおり、各課大勢の方に来ていただいておりますので、今お話しがあったように、直接関係がなくても参考となるようなご意見もいただきたいということです。少し広く考えていただいて、ご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。円滑な議事進行につきまして、皆様どうぞご協力をよろしく申し上げます。

それでは、「いわて子どもプラン」素案について、事務局から説明をお願いします。

### ○菅原主査

子ども子育て支援課で、少子化対策を担当しております菅原と申します。

私からは、「いわて子どもプラン」の素案につきまして、お配りしております資料1から5によりご説明いたします。

はじめに、それぞれの資料の概略につきましてご説明いたします。

資料1、次期「いわて子どもプラン」の策定の考え方についてですが、前回の子ども・子育て会議でご協議をいただきました策定の方針等について整理をしたほか、今回お示しするプランの素案における主な改定事項を整理したものです。

次に、資料2、「いわて子どもプラン」改定の概要ですが、今年度行っておりますプランの改定に関しまして、計画の性格や期間、子どもを取り巻く環境について示すデータのほか、プラン素案の改定内容について、概要をポンチ絵でお示したものです。なお、現在のプランを策定する際にも、同様の資料を作成しております。今回はその資料の内容を更新する形でこのポンチ絵を作成しております。ちなみに、下線が引いてある箇所が、前回作成したポンチ絵から修正等が加わっている部分となっております。

次に、資料3が次期いわて子どもプランの素案でございます。

基本的な構成及び文言につきましては、現在のプランを引き継いでございます。下線が引いてある箇所が、現在のプランからの修正や追加を行っている部分となっております。

なお、副題、知事挨拶、目次、ライフステージ別に課題や取組等につきまして整理をして、一覧としてお示しするライフステージ別の施策の展開、県施策の評価の参考とする主な指標項目、最終的に資料編として添付することとなる、検討の経過や関係条例、当会議の名簿等につきましては、今回の素案の段階では、まだお付けしてございませんので、ご了承願います。

次に、資料4、いわて子どもプランの構成比較ですが、現行プランと新プランの素案について項目を列挙したものでございますが、先ほども申し上げましたとおおり、今回の見直しに関しまして、基本的な構成につきましては変更がありませんので、ご参考程度にご覧いただければと思います。

ちなみに、項目の名称が2か所変更してございまして、第Ⅰ章総論の第2重視する視点と、第Ⅱ章各論の第1施策の具体的推進の2子育て家庭を支援する(8)被災地における保育サービスの確保を変更してございます。

次に、資料の5、「いわて子どもプラン」第Ⅱ章各論1施策の具体的推進新旧対照表ですが、現行と見直し案の欄に、それぞれ下線が引いてある箇所が、文言の修正や追加をした部分となっております。左右のどちらかが空欄となっている項目につきましては、見直し案において削除、あるいは新規に追加している項目となっております。また、修正等の理由についても記載してございます。

なお、資料3のプランの素案と資料の5、施策の具体的推進に係る新旧対照表につきましては、委員の皆様にあらかじめ送付させていただいておりますが、送付後にも内容の検討を加えまして、大変申し訳ございませんが、内容を修正している箇所がございますので、ご了承願います。

それでは、中身のご説明に入って参りたいと思います。  
初めに資料1をご覧ください。次期いわて子どもプランの策定の考え方であります。まず、1の新プランの概要、これについては前回の会議でもご説明申し上げましたが、改めて抑えていただきたく、プランの性格付けをここに記載をしたものです。まず1点目として、いわての子どもを健やかに育む条例に規定する「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」としての性格、そして、次世代育成支援対策推進法に基づく、県の後期行動計画としての性格をあわせ持つ計画として策定するものでございます。

2の計画期間であります、令和2年度から6年度までの5年間でございます。

3の(1)、基本方針であります、プランの根拠となる条例及び法の内容が前回策定時と変更がないことから、現行のプランの策定方針・構成を引継ぎながら、いわて県民計画(2019～2028)や第1期アクションプランの内容、国の施策の動向等を反映した内容として行きたいということであり、この部分につきましては前回の会議においてご承認をいただいているところでございます。

3の(2)、主な改定事項であります。

序文では、1の趣旨に、いわての子どもを健やかに育む条例に基づく計画である旨を記載しているほか、2の計画の性格で、いわての子どもの貧困対策推進計画などの関連する個別計画について整理、4の計画の推進で、指標項目に関しまして新しい「いわて県民計画(2019～2028)」との関連性について記載しております。

第Ⅰ章の総論では、まず1つ目、第2重視する視点について、現行プランでは、前の県民計画を踏まえて、「ゆたかさ」、「つながり」、「ひと」という3つの視点を重視しておりましたが、「いわて県民計画(2019～2028)」の記載内容を基に全面的に改正しております。

21つ目に、第3施策推進の基本的な考え方の2施策の基本方向について、支援については、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階において切れ目なく行われる必要があるこ

と、子どもの貧困対策や児童虐待防止対策の充実等について追記しております。

次に、第Ⅱ章各論では、1つ目に、第1施策の具体的推進において、全体的に「いわて県民計画（2019～2028）」の記載内容を反映しているほか、個別の内容としましては、「岩手県教育振興計画」の内容の反映でありますとか、結婚支援についての具体的施策の追記、「岩手県交通安全計画」、「正しい交通ルールを守る県民運動実施要綱」の内容の反映のほか、ひとり親家庭への支援、子どもの貧困対策、児童虐待防止対策、里親や児童養護施設などの社会的養育支援については、昨今の社会環境の変化等に伴いまして、これらの課題の重要性を鑑みまして記載内容を拡充しております。

また、目的の達成、事業の終了等により削除している項目もございます。

2つ目として、第3、県の施策の評価の参考とする主な指標項目について、「いわて県民計画（2019～2028）」との関連性について記載しております。

続きまして、資料の3、次期いわて子どもプランの素案をご覧ください。また、資料の2が概要版となっておりますので、ご面倒ですが、こちらも合わせながらご覧いただきますようお願いいたします。

改めて、資料の3でございますが、ページをお開きいただきまして、序文につきましては説明を省略させていただきます。

ページをお進みいただき、5ページからの本県の子どもと家庭をめぐる状況が、いわゆるデータ編となっております。この部分については、若干、丁寧にご説明させていただきたいと思っております。資料3の5ページでございます。

1の少子化の動向です。(1)ですが、本県と全国の合計特殊出生率についてでございます。本県においては、平成17年に1.36となり、以降は概ね横ばいで推移しておりますが、低い水準となっておりますほか、平成30年は、概数値ではありますが、本県の数値(1.41)が、全国値(1.42)を下回っております。これは、昭和45年以来のこととなっております。

なお、2段落目、平成17年度以降となっておりますが、平成17年以降の誤りがございますので、修正させていただきます。

(2)ですが、本県の出生数についてでございます。昭和50年以降減少を続けておりまして、平成21年には1万人を割り、平成30年は概数値で7,615人となっておりますが、前年と比較しても560人減少しております。

6ページでございます。(3)ですが、本県の14歳以下のいわゆる年少人口について、平成30年は概数値で14万134人となっており、県内人口に占める割合も11.3%と減少しております。

(4)ですが、夫婦における、理想の子どもの数と最終的な出生子ども数についてでございます。こちらは全国数値となっており、また5年に一度の調査となっておりますので、平成27年度が最新の数値となっております。夫婦の理想の子どもの数と、最終的な子どもの数には開きがあるほか、また、いずれの数についても平成14年以降、減少し

ております。

(5)ですが、「子ども」に関する妻の意識についてですが、夫婦の妻に対する、「結婚したら子どもは持つべきだ」との設問に対する回答として、「まったく賛成」の割合が、平成4年から平成27年まで、毎回調査するごとに低下しております。

7ページでございます。2の結婚を取り巻く状況です。(1)ですが、本県及び全国の未婚率でございます。平成27年が最新となっておりますが、本県の未婚率は、各年代、男女ともに上昇しております。また、本県の男性の30～44歳の未婚率が、全国数値を上回っているほか、男女を比較した場合、女性の未婚率の方が5年の間で大きく上昇しております。

(2)ですが、本県における婚姻件数、婚姻率についてです。平成30年は、概数値でそれぞれ4,439件、3.6ポイントとなっております、近年は微減傾向にあります。

(3)ですが、本県及び全国の、男女別の平均初婚年齢でございます。近年は、横ばい傾向にありまして、全国値とほぼ同様となっております。

8ページでございます。(4)ですが、結婚の意思を持つ未婚者について、平成14年以降、下げ止まりが見られていましたが、平成27年に男性が85.7%、女性が89.3%となっており、近年は再び減少しております。

(5)ですが、25～34歳未婚者が独身にとどまっている理由としまして、「適当な相手にめぐり合わない」が男性で45.3%、女性で51.2%と最も多くなっております。また、結婚しない理由としましては、「必要性を感じない」、「自由や気楽さを失いたくない」といった項目が高くなっているほか、男性で結婚できない理由として「結婚資金が足りない」との項目も高くなっております。

9ページに参ります。(6)ですが、①の未婚の女性が考える理想のライフコースとして、仕事と子育ての両立が増加している一方で、専業主婦を望む人は減少しております。また、未婚の男性が期待する女性のライフコースをみても、仕事と子育ての両立が増加している一方、専業主婦を望む人は減少しております。

10ページに参ります。(7)ですが、20代男性と30代男性における、収入別の雇用者数の割合についてです。平成29年のデータとなっておりますが、5年前の平成24年と比較して、20代では年収150万円以上300万円未満の割合が増加しており、30代では399万円未満の割合が減少し400万円以上が増加しております。

11ページに参りまして、3の子育て家庭の状況です。(1)ですが、本県の世帯数と、ひと世帯当たりの人員数でございます。平成27年には、世帯数が増加する一方で、世帯当たりの人員数は減少しており、核家族化の進行が見て取れます。

(2)ですが、本県の働く女性の割合は、平成27年で45.7%、女性生産年齢人口に占める雇用者数の割合は、63.2%となっており、いずれも増加しております。

12ページです。(3)ですが、①が離婚件数及び離婚率です。本県の離婚率は全国より低くなっており、平成30年の離婚件数は1,844件、離婚率は1.49%と、横ばいで推移

しております。

②ですが、本県のひとり親世帯については増加傾向にありましたが、平成30年は母子世帯が11,301世帯、父子世帯が1,205世帯、総数が12,506世帯と、ともに減少しております。

13ページでございます。(4)ですが、本県の保育所待機児童数についてです。保育所定員は、年々増加しているものの、依然として保育所の待機児童が発生しております。

(5)ですが、次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定状況についてです。事業所においては、従業員の、仕事と子育ての両立を図るための環境整備を行うための行動計画を策定することとなっておりますが、この策定状況についてです。

常時雇用する従業員が101人以上の企業におきましては、この行動計画の策定が義務となっております、100%の策定率となっております。一方で、従業員が100人以下の事業所においては、策定は努力義務となっておりますが、計画を策定している事業所は236社となっております。ちなみに、県内の100人以下の事業所数は、平成26年のデータで約59,000社、全体の99%となっており、まだまだ普及が必要な状況です。

14ページに参りまして、4の子どもの状況です。(1)ですが、本県の児童虐待対応件数についてです。平成20年度以降増加しておりまして、平成30年度は、市町村での対応が805件、児童相談所での対応が1,178件、総数で1,983件となっております。児童相談所においては、平成28年度に、市町村においては平成30年度に大幅な増加がみられます。

(2)ですが、本県の児童人口10万人あたりの要保護児童数（施設入所児童及び里親委託児童の数）についてですが、平成30年度に児童10万人当たり179.1人となっております。そのうち、里親に委託されている割合は、東日本大震災津波の影響による里親委託分を除いて22.3%となっております。

15ページです。(3)ですが、本県の不良行為少年（深夜はいかい、喫煙等）の補導人数は平成30年度で3,051人、刑法犯少年（万引き、占有離脱物横領等）の検挙人数は181人となっており、ともに減少しております。

続いて、5の東日本大震災津波の発生による子どもを取り巻く被害状況ですが、発災時における、被災による孤児は94人、遺児は489人となっております。

また、保育所等の児童福祉施設の被害及び復旧状況ですが、被災した59施設のうち、廃止した2施設を除いた57施設について、復旧・再開しております。

続きまして、16ページをお開きください。総論の第2、重視する視点です。要点や修正箇所などを中心にご説明いたします。資料2の概要もご覧いただければと思います。

重視する視点は、「いわて県民計画（2019～2028）」の記載を基に全面的に改正しております。また、「いわて県民計画（2019～2028）」において、「家族・子育て」など10の政策分野を設定し、一人ひとりの幸福を守り育てる取組を展開することとしており、「いわて子どもプラン」においても、県はもとより、県民、企業、NPO、市町村など、地域社

会を構成するあらゆる主体の参画を得て、「一人ひとりの幸福を守り育てる」という視点を重視しながら、計画を推進することとしています。

17 ページです。基本方針でございます。基本方針につきましては、変更を加えておりません。

「男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり」としております。

18 ページに参りまして、施策の基本方向です。こちら、3つの大きな柱立て「若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する」、「子育て家庭を支援する」、「子どもの健全育成を支援する」につきましては、そのままにしております。ただし、それぞれの項目の説明につきましては、若干修正をしております、支援については結婚、妊娠・出産、子育ての各段階において切れ目なく行われる必要があることや、子どもの貧困対策、児童虐待防止対策の充実、東日本大震災津波で被災した子どもや家庭への必要な支援を行うことについて記載をしております、

19 ページの施策体系、20 ページの岩手の子どもたちに期待することにつきましては、施策の基本方向2の(8)以外は変更を加えておりません。

続きまして、第Ⅱ章の各論に参ります。施策の具体的推進についてです。

21 ページをお開きください。

施策の基本方向の3つの大きな柱立てのうち「若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する」に関しまして、(1) 若者の豊かな心づくりです。施策の推進方向につきまして、いわて県民計画、岩手県教育振興計画の内容を反映し、修正しております。

次に、(2) 若者の就労・結婚の支援や交流活動の促進です。

若者の就労支援に関しまして、いわて県民計画の内容を反映し修正しておりますほか、結婚支援の取り組みにつきまして、結婚支援センターi-サポなどの具体的な施策についての記載を加えております。また、不妊に悩む夫婦への支援につきまして、現行プランでは「親と子の健康づくり」に記載しておりますが、こちらに移動しております。

次の(3) 男女がともに子育てをする意識の醸成につきましては、表現の修正等となっております。

次に、施策の基本方向の大きな柱立てのうち2番目、「子育て家庭を支援する」に関してでございます。

24 ページをお開き下さい。(1) みんなで子育てを支援する地域づくりです。岩手県教育振興計画の内容を反映し、学習情報や学習資料の提供、保護者に対する相談体制の充実、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりについて記載しておりますほか、交通安全計画や正しい交通ルールを守る県民運動実施要項との整合性を図った修正、「登下校防犯プラン」を推進中であることから、防犯プランに基づく総合的な防犯対策などについて記載しております。

次に 27 ページです。(2) 子育て相談や情報提供の充実ですが、こちらにつきまして



は修正等はありません。

次に(3) 親と子の健康づくりの充実です。妊産婦に対する総合的な支援や、新生児聴覚検査などの先天性難聴への対応について記載しております。

続きまして、30 ページです。(4) 保育サービスの充実と教育・保育の総合的な提供ですが、こちらにつきましては若干の文言修正のみとなっております。

次に32 ページをお開きください。(5) 子育てにやさしい職場環境づくりです。いわて県民計画の内容を反映し、いわてで働こう推進協議会を核とした働き方改革の取組の推進や、女性の再就職支援、職業訓練等の就業支援について記載しております。

次に、(6) 経済的負担の軽減です。課題部分につきましては、記載が途中となっておりますが、こちらは昨年度実施した子どもの生活実態調査につきまして、検討委員会での検討を現在行っておりますので、その結果を踏まえた内容を記載させていただき、次回の会議でお示ししたいと思います。そのほか、幼児教育、保育の無償化についてなど、一部の文言を修正しております。また、現行プランで記載しております、東日本大震災津波による被災孤児・遺児に対する奨学金、給付金などについては、被災孤児・遺児が対象となる年齢を超えたため削除しております。

次に、(7) ひとり親家庭等への支援の充実です。母子家庭などのひとり親家庭への支援を拡充するため、自立支援プログラムの策定や、家計管理支援について記載しております。なお、「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」の見直しの作業とも関連して参りますので、さらに具体的な内容等につきましては、部会におきまして検討を進めることとしております。

次に、36 ページです。(8) 被災地における保育サービスの確保です。現行のプランでは、被災した保育施設の復旧と保育サービスの確保となっておりますが、関連するデータでもご紹介しましたとおり、保育施設の復旧は完了しておりますので、項目名を修正しているほか、関連する個所について修正を行っております。

次に、施策の基本方向の大きな柱立てのうち3番目、「子どもの健全育成を支援する」に関しましてです。

(1) 地域における健全育成活動の推進です。岩手県教育振興計画の内容を反映し、体験学習の充実、子育てや家庭教育に悩む保護者への相談支援、放課後子ども教室などの居場所づくり、多様な体験活動の推進について記載しております。また、「いわての子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困対策について総合的に推進することとしておりますが、貧困対策推進計画の見直しの作業とも関連して参りますので、部会における計画の検討を踏まえまして、この部分に関しましては、具体的な取組内容について追加することとしたいと考えております。

次に、(2) 岩手の食育の推進です。課題の部分で「岩手県子どもの生活実態調査」結果に基づく内容を記載しておりますが、その他には修正はありません。

次に、(3) 児童虐待防止対策の充実です。児童福祉法の改正や、昨年度起こりました

児童虐待による死亡事例に係る検証結果報告書を踏まえまして、妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援の促進、要支援児童や要保護児童への支援を含む子ども家庭への支援の促進、虐待を発見しやすい立場にある機関等との連携強化、地域での見守り支援体制の充実等について記載しております。

次に、41 ページに参ります。(4) 社会的養護体制の充実です。新しい社会的養育ビジョンを受けた形で、現在、岩手県社会的養育推進検討会において、社会的養育推進計画を策定中ですが、その内容を踏まえまして、修正を行っております。

児童養護施設等における家庭的環境での養育、より家庭的環境での養育が行われるための里親支援の充実や特別養子縁組制度の活用、施設等退所後における生活や就労の支援、子どもの権利擁護の強化等について記載しております。

次に 43 ページに参ります。(5) 生きる力を育む学校教育の推進です。この (5) と、次の (6) 魅力ある社会教育の推進につきましては、岩手県教育振興計画の内容を反映し、目指す姿や課題等を含めまして、大幅に修正しております。そのうち、追加となっておりますのが、(5) では、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組の推進、(6) では、子育て支援に関わるグループ・団体・NPO等や企業との連携・協力、協働の促進となっております。

次に 45 ページです。(7) 被災児童に対する支援の推進ですが、継続して支援が必要なことから、細かい文言修正以外の変更はございません。

最後に、第Ⅲ章の計画の推進に参ります。48 ページから 51 ページ、家庭、地域、企業、学校、行政の役割について等ですが、この部分につきましては変更を加えておりません。

長くなってしまいましたが、以上で説明を終わります。

## ○遠山会長

只今、事務局から、プランの素案等について説明がありましたが、当初ご説明したとおり本日はこの 1 件ですので、特に区切らず全体として、一括として扱いたいと思います。若干あるいはもしかしてずれているかもしれないということは心配なさらず、ご発言いただければと思います。

## ○遠藤委員

岩手県私立保育園連盟の会長をしております遠藤と申します。48 ページに計画推進のためのそれぞれの役割とあるが、私たち保育関係者はどんな役割ということで入ればいいのか。学校の役割とか企業の役割とあるが、私たち保育施設はこの中のどこに入るのか。もしなければ追加して欲しい。

## ○大内少子化・子育て支援担当課長

48ページの地域の役割と49ページの学校の役割の中に入ると考えているが、記載については検討させていただきます。

#### ○両川委員

全体的な感想ですが、これから5年間の先のところが、あまり変わらないように推移していくような感じがしているが、わたくし個人とすると、少子化問題はすごく大きいですが、それに対して結婚推進の取組をすごくして、成婚例があるというように頑張っているが、それと同時に今生まれてきた子どもをいかに健全育成するか、今までの流れよりもさらに乳幼児期の過ごし方が大事だと言われている。そういったことを各幼稚園とか頑張ってもらっていて、少しずつやっていると思うが、家庭にいる子どもたちも含めてよりよく育つための生きる力というか、そういったものをちょっと別な言葉で入れていただいた方が、これまでの5年と変わらないという気がするので、ずいぶん変わってくるはずなので、そここのところを意識したものをに入れていただきたい。

#### ○遠山会長

変わってくるというのは、例えばどういうことを想定しているのか。

#### ○両川委員

いわゆる非認知能力ということが言われているが、やはり軟弱に育っているのはいか。私たちが子どもの時代には、親の目から隠れて遊んでいて、路地にも子どもたちが溢れていて、そういう中で育ってきた体験をいっぱいやってきて、失敗もし、ケガもしながら育ってきたが、今は守られている。とても子供が主体的に遊んで、のびやかに育つ環境が実際にはないとは言わないが、色々保育園とか幼稚園の方では工夫してくださっているが、ただ、それがもっと意識しないと、周りの大人たちも、それからこの施策の中にも位置づけられてないとなんとなく時代遅れな感じ、前と同じような推移になるのかなど。いずれ少子化で、生まれた子供を大事に育てていく、ひとりひとりが力を持って大きくなっていくような施策が欲しいなと感じた次第です。

#### ○門脇総括課長

大変貴重なご意見をいただきまして、非認知能力について、子どもを取り巻く環境を考えてご意見いただいたと思います。ただいまお示しをいたしました素案の中で、36、37ページに子どもの健全育成を支援するところがあり、その中で施策の推進方向として、例えば自然体験活動の充実など、非認知能力を増すという観点からも記載を一部させていただいているところですが、只今いただきました意見は非常に大切なところですので、記載については何らかの形で適宜検討させていただきます。

## ○芳賀委員

日本保育協会岩手県支部の支部長の芳賀と申します。

29ページの障がい児支援を推進しますというところですが、県立療育センターが完成して充実が図られているという現在ですが、29ページの前段に学校でのスクールカウンセラーの配置の継続とか、全て関連してくると思いますが、障がい児と名前をつく子どもたちもそうですが、今、各園、各学校、各クラスにかなりの割合で配慮の必要な子どもが増えているという現実が現場としてはある。施設は立ったんですが、実際そこを受診しようとする、1年半待ちですという現状がある。それだけ利用する生徒・児童がいるってということだと思います。次の黒丸で普及啓発を行いますということで、たくさんの研修の内容が毎月団体さんから、発達に関する研修の文書が送られてきます。ですが、普及啓発だけではなくて、ここをもっと力を入れてこの5年間意識していかないと、やはり生まれてくる子供たちも少なく、さらに配慮の必要な子、ひとりひとりが丁寧にかかわっていかなければならない時代になっているので、その部分をしっかりと強く盛り込んでもらえれば、現場の保育士とか学校の先生だけが工夫したりして頑張っている現状で、現場としては困っているというわけではないが、どうしていったらいいのかというのがあるので、ここを重点という形で取組の強化とか、専門の方の配置、そう簡単にはいかないと思うが、実際うちの子が気になるとなったときに、1年半待つてくださいよというのが、うちの方の園の状況でもあるので、そうすると子どもはすごい成長していくので、そうすると学校に入る時だともう少し早く言ってもらえればというところで、何かうまくできないかという感じがしている。

## ○遠山会長

障がいのあるなしということだけではなくてですね。

子どものタイムスケールから言うと1年とか1年半はなかなか長いですね。

そういう待ちの問題、ここをもう少し重点化できないかというようなご意見。

## ○二本松主査

障がい保健福祉課の二本松と申します。

障がい児支援につきましては、市町村において、保健・医療・福祉・教育等の各施策が体系的かつ円滑に実施されるように、県では自立支援協議会・療育センターと連携を図りまして、療育支援のネットワークの構築を図っているところであります。

また、発達障害につきましては、乳幼児期から成人期に至るまで各ライフステージに対応した一貫した支援が求められると認識しております。そのため、発達障害児支援につきましても、保健・医療・福祉・教育等が連携した取組を進めていきたいと考えております。つきましては、プランの書きぶりについては、今後検討したうえで、今後の施策に活かす形で検討を加えていきたいと考えております。

## ○遠山会長

療育センターもなかなか一杯ですからね。今、実際にどうするかということではなく、プランの話なので、これまでの延長線上で考えるのではなくてということがもしあればということですが、そここのところも検討していただけるといいですね。

## ○佐藤伸一委員

何点かご意見申し上げさせていただきたいと思いますが、まず、資料3の3ページのところで、プランのほかにもいくつもの計画がある。例えば、貧困の問題にしても虐待の問題にしても、1つの家庭で貧困の問題があり、1人親のお母さんが頑張って生活しながらも虐待をするような状況にあったりとか、あるいは、同じような障害を持っていて育てにくさがあったりとか、いじめの問題があったりして、1つの家庭で色んなことが関わっている。それを今度は、計画が策定されたときに、市町村であったり、県の出先であったり、県立病院であったり、医療機関であったり、あると思うのですが、計画が何本も一気に示されたときに、現場段階でなかなか全部理解して実行するのは難しいと、意見としてはございました。だから計画を一本にしてくださいという話ではないのですが、それぞれの計画を策定された段階においては、広く皆さんに周知徹底をいただけるような、そういう方策も考えていく必要があるのかなという風に思っております。

2点目、貧困計画とひとり親家庭の計画ですけれども、こういうものの計画を推進する際に、当事者の方のご意見とか要望はどのように取入れられるのかいうところをお聞きしたい。というのも、これはよその県の例ですけれども、市町村の子どもの支援の計画を立てる際に、市役所に集まって市の関係の方だけでやっているところもあれば、ひとり親の方などにニーズ調査をして、どういうものが必要なのかということをお聞きしたい。意見を聞いて、それを計画に移していくと、あるいは進んでいる所では子どもからの意見を聞いて、それを取入れるものは取入れて、あるいは精神を取入れるとか、そういうふうに行っているところなど様々だとお聞きするわけですけれども、特に、貧困のご家庭だとかひとり親のご家庭だとかは、パブコメといっても、そんな読んでパブリックコメントを出す人はそんなにいないと思うので、パブコメは色んな団体からの意見を聞く際には有効だと思いますけれども、一般の当事者の方からの意見を聞くことをどのようにお考えなのか。あるいは、私の意見としては、ぜひそういった当事者の方のご意見も聞けるような方策を取入れていただきたい。

3点目、41ページでございます。さきほど両川先生からも前と同じような計画になっ  
て欲しくない、変わっているところもあるのだから、ということで、ぜひそういうところも書いていただければと思います。41ページの黒ポツの2番目の※印のところに虐待対応専門チームというふうに説明がありますが、実際のことをここで申し上げるのは憚られるのですが、厚生労働省に対して岩手県は虐待専門チームを3つ設置していると報告されていると思います。ただ、よその県で虐待対応専門チームという場合は、本

当に虐待緊急対応課とか緊急対応チームとか、ほんとうに虐待に特化した人たちがいるより専門のところを虐待専門チームと言うのですが、残念ながら岩手県の場合は、センターには1か所虐待専門がありますが、一関・宮古については、一般の児童福祉司、児童心理士に対して、あなたは虐待専門員ですよという事務分担上の役割が配置されているだけで、実際はよその県のような専門チームとはいささかというか、かなり性格が違う部分がございますので、ここはあまり強調しないほうがよいのではないかと。

それから、41ページの下に里親委託の充実を図りますという大変ありがたいことを入れていただいているが、新たに入った部分ですが、下から3行目「このような里親支援を行うフォスタリング業務について、児童相談所が中心となって」となっておりますが、私の理解では、厚生労働省がこのフォスタリング機関を各県で置けと言っていたときには、児童相談所は虐待対応でパンクしているので、フォスタリングについてはよそにやってもらうべきというような考えが厚生労働省から示されていたというふうに記憶をしていますが、ここの書きぶりですと児童相談所がやるしかないのかなというような書きぶりになっていきますけれども、そういう理解でよろしいか教えていただければと思います。

#### ○門脇総括課長

4点ご質問、ご意見いただきましたので適宜お答えさせていただければと思います。

1つ目ですが、先ほどご紹介いただきましたとおり、貧困の関係ですとかひとり親の関係ですとか、様々な個別計画を統合するというか、マスターという位置づけとなっております。ですので、先ほどお話がありましたとおり、同じ家庭で貧困があったり、虐待の問題があったり、あるいはひとり親ということにつきましては、個別の対応については、それぞれの分野別で作っていただきたいですし、それを元にいたしまして、今回の子どもプラン、マスタープランという形で統合していくものをご理解いただければと思います。ですので、個別の事情につきましては、それぞれの計画で両輪を取れるような形で、関連性を持って計画づくりをさせていただければと思います。なお、さらに申し上げますと、市町村とか現場で混乱しないのかというご意見をいただいたところでございますが、そのあたりにつきましては、それぞれの計画の性格あるいは作り方について、丁寧にご説明させていただいて、ご理解いただけるように努めてまいりたいと思います。

2つ目でございますけれども、当事者の意見ということで、貧困の計画につきましては、昨年度、県といたしまして生活実態調査を実施をさせていただいたところでございます。これは、対象といたしまして、親御さんだけではなく、子どもさんのご意見あるいは考え方というところも詳細に聞いているところでございます。現在、調査の結果について、検討委員会で精査しているところでございますので、そういった観点から当事者の意見、考え方というところは反映させていただければと考えております。また、

ひとり親家庭の計画につきましては、ただいま意見いただきましたので、なるべく当事者の声を直接お聞きするようなところを検討させていただければと思っております。

次に、3つ目でございますが、児相の関係でございます。

虐待専門チームの書きぶりというところですが、ただいまご指摘がございましたとおり、センターについては専門チームがございまして、一関と宮古の児相におきましては、いわゆる兼務という形でのチーム編成というふうになってございます。ただ、虐待専門のチームの意味合いからいたしますと、そういった事案が発生した場合に即座に対応できるようにという体制づくりということで理解してございますので、もし先ほどご紹介ありましたとおり、国の考え方あるいは個別に全てが独立してあるような印象を与えるということであれば、ここの説明につきましては少し調整をさせていただければと思っております。

4点目でございますが、里親委託の実施についてのフォスタリング業務のところでございますけれども、現在もそうですが、一義的には児相の仕事というふうに考えております。ただ、先ほどご紹介がございましたとおり、現状の児相の体制ではなかなか難しいということもございますので、当然のことながら、外部の団体さんへの委託というところも視野に入れながら、実際の対応を考えていくこととしております。ただ、一義的には児相の業務ということで整理させていただいております。

#### ○佐藤伸一委員

最後のところだけ1点申し上げますけれども、実際、フォスタリング関係については、都会のように研修をやれる機関というのはなかなか岩手県で探すのは難しいと、しからば、今おっしゃるように児相でやるしかないのであるということだと思います。そして、それであれば、1回目の会議で申し上げたように、里親専任の職員を配置していただくこと、担当課長さんから望ましいのだという回答を頂戴しておりますけれども、ぜひ今回の計画は前の計画より一歩進んでいることをお示しいただくためにも、「児童相談所が中心となり」のところに、「児童相談所に里親支援担当福祉司を配置し」と明記していただきたいとご要望申し上げます。

#### ○門脇総括課長

力強いご意見ありがとうございます。児相の体制強化につきましては、県としても具体的な取組をしているところでございますし、ただいまご紹介のありましたとおり里親支援の児童福祉専門員の配置につきましても検討していくところでございます。なお、フォスタリング、いわゆる業務のそのものにつきましては、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、児相が一義的にその責任を負うということになりましても、外部への委託というのもあり得る話でありますので、それにつきましては、検討させていただければと思っております。

### ○遠山会長

ありがとうございました。2番目のところで、県で子どもの実態調査をされているということで、これは分析中ですね。今どんな見通しになっていますか。

### ○門脇総括課長

当初の予定では、7月中には一定程度取りまとめをさせていただきまして、公表を考えていたところですが、件数が全部で、対象といたしまして4万1千人以上で、いただいた回答につきましても2万近くということで、ちょっと時間がかかってございますけれども、結果の検討委員会のご意見もいただきながらということにしているところでございます。今月中には、一定程度のところまでは取りまとめたいと考えておりますので、近いうちに結果について皆様にご紹介できるように努めたいと考えております。

### ○遠山会長

この会議でということですね。では、速報のようなものが出てくるということで。よろしく願いいたします。

最初の計画が色々出るというお話ですけれども、これは結局、各論の方で確かめて貰えばいいということですか。こちらの方に、全体でやったときに、これについてはこういう関連のプランがあるとかということが、一目瞭然となるようにという理解でよろしいですか。

### ○門脇総括課長

今お話いただきましたように、そういうようにご理解いただければと思っております。詳細なそれぞれの内容については、個別の部門別計画で策定いたしますけれども、それを統合された形で、総合的に子どもプランのマスタープランの方では見られる形にさせていただければと思いますので、そういう風にご理解いただければと思います。

### ○大塚委員

盛岡大学短大の大塚と言いますけれども、本業が保育士養成ですけれども、43ページの学校教育の推進のところですが、新しく一番下のポツマルで、「体育授業や部活動を通じて運動やスポーツに親しむ習慣の定着」と書かれておりますが、ぜひ部活動頑張っていたきたいと思っているひとりではありますが、現実には少子化ということ、それから先生方が部活動を指導するうえで、専門の方だけを配置できるわけではないという現状があります。それから、団体競技も少子化等々で実施できなくて、各部活動が無くなっているという現実もあります。恐らくそういったことが進んでいくのではないかと



など危惧しているひとりですけれども、ぜひ部活動だけじゃなくて、学校に固定するだけじゃなくて、学校同士とか、地域同士とか、あるいは地域を超えてとかそういう形で、スポーツとか、スポーツに限らず文化活動も含めて、子どもたちが取組めるような環境の整備を考えていただけたらなと。例えば、スポーツですと地域型のスポーツセンターとか、そういうものを作っていくながら、指導する人、それから指定する色んなものを整備しながら、そこで子どもたちが地域を超えて、学校を超えて、自分の取組みたいスポーツがやれるとか、文化的なものでもそういった発想があったらいいのかなと。多分、次の 44 ページの社会教育とか、そういうところとも連動していく話ではないかと思えますけれども、こどもプランの成功で子どもたちが増えてくれればいいですけれども、なかなか厳しい状況もあるかと思えますので、そういう点でも部活動だけでなく、地域全体で子どもたちのスポーツですとか、文化活動が取組めるような環境というのも、今回入れるかどうかは別としても、県として考えていただければありがたいと思います。

#### ○遠山会長

これについて何かコメントございますか。

#### ○千田指導主事

教育委員会の保健体育課の千田と言います。学校保健担当で学校体育担当ではないのですが、担当課としてお話をさせていただきますけれども、確かに部活動については、少子化ということで、高校野球でも合同チームという形でやられていると思います。どうやったら子どもたちが、健康を保つ上で、スポーツを楽しむ上で、どういう風であればいいのかということを検討中でありますので、少しお待ちいただければと思います。今日のいただいたご意見については、持ち帰りたいと思しますので、よろしく願いいたします。

#### ○遠山会長

学校だけが教育じゃないということですよ。もっと地域とかを含んだ。ここは学校教育という枠組みにしてしまうと、はみ出てしまいますね。ちょっと書き方が難しいかもしれませんが、そういうことが必要になってきているということが伝わるようなものであればいいかなと思います。

#### ○遠藤委員

岩手県私立保育園連盟の遠藤と申します。25 ページのところですが、「子どもを交通事故や犯罪等から守ります」ということで、警察署と教育委員会とか、色んな所で子どもたちの命を守っていくと書いてあるんですが、ここになのか、もう一つなのか分かりませんが、自然災害等があった場合、例えば、水害があった場合にどうするのかという

ことについての話し合いを、八幡平市の場合で申し訳ないのですが、保育園の仲間同士で話しをして、市の担当課と連絡をするという感じだった。なので、元からここに、警察署と教育委員会が連携しと書いてあるが、警察署と教育委員会、教育施設とか、教育施設だけでもないようなものもあると思いますが、ここで連携しとすると、そういう打ち合わせ会を開いてくれるのかなと。いつも保育園の方には地域と連携していますかと聞かれるけれども、してないわけではないけれども、かといって、そういった連絡会議に呼ばれているかというと呼ばれてはいないという事実がある。あるといってもうちだけかも分からないのですが。色んな面で地域が一体となって活動を進めていって欲しい、いくことになるということをここに書き加えると連携をしやすくなるかなと。責任は施設の長ですよと言われてしまうのですが、でも、それ以前に他ではどういうことをするのかという情報も得ることができないとなるので、情報を得ながら対策を練らせてくれたらいいと思うので、ここにちょっと加えていただければうれしいなど。あと、もう一点ですが、自然災害、交通事故、犯罪のほかに新たな危機ということで行われていますが、新たな危機に対して全く無防備。このことについても頭に入れておかなければいけないのかなと思ったりもしているところで、そのあたりを、子どもたちを守る環境に加えていただければいいかなと思っておりました。

#### ○遠山会長

自然災害という話、それと新たな危機という話でした。

#### ○山崎主任主査

総合防災室の山崎と言います。貴重なご意見どうもありがとうございました。ただいまいただいた自然災害から子どもたちを守るという記載につきまして、25 ページのところについてお話をされておりましたが、次のページめくっていただきまして、27 ページの一番上のところに、「自然災害から子どもたちを守るため、教育現場における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。」と記載をしておりますので、その中で地域コミュニティを通じた子どもを災害から守る体制を作っていきたいと考えております。

#### ○遠藤委員

ぜひそれを 25 ページの頭のところに加えていただけると。等というだけではなくて、自然災害等としていただければいいかなと思いました。

#### ○山崎主任主査

25 ページの下段のところ、括弧の中のところに、分かりました。

### ○遠藤委員

基盤として防災体制づくりを推進しますという、ここに教育現場におけるということで書いてあるが、ここに福祉が入ってこない。なので、学校の校長先生たちは集まって、教育委員会とも相談して、学校が休みだと決めるが、保育関係者はそのところが外されているというか、どんなことがあっても守らなきゃいけない立場に置かれてしまうというか、それって本当にいいのかどうか色々悩んだ。その部分も入れていただけるとうれしい。保育園の先生たちはどんなことがあっても守らなきゃないということになると、本当にどのように対応していいか判断が困る。お兄ちゃんは学校が休みです、保育園児の妹は来ていますとか、そういう状態が生まれてしまうので、地域としてどう子どもを守っていくかについて、もうちょっと真剣に取り組むような体制にできたらうれしいなと思っています。

### ○遠山会長

保育のところが見落とされがちであるという。自然災害だけに限らず。

### ○山崎主任主査

実際の保育関係につきましては、市町村のほうで行っておりますので、市町村担当者会議がございますので、そういう中での教育関係者への呼びかけなどをして働きかけていきます。

### ○遠藤委員

出来るか出来ないか分からないですが、教育現場の小中学校の校長先生が集まって色んなことを相談しているときに、そこに保育関係者が入って、台風が来るよとなったときに、予想されるのはこの時間帯だから今日は午後から帰らせますというようなことを決めますよね。あとは登校はしないと。そういうところに、私たちは一切入っていない。そういうところに保育関係者も行って、その上で、こう決めたんだなということを知る、というかそこにいるべきではないかと、実は思っている。そのところで、子どもを守る立場だったら、一緒にいて話し合っただけで決めることが大事じゃないかなと。希望ですが、27 ページの「自然災害から子どもたちを守るため、教育現場」のところに含まれると嬉しいなと思います。現実として中々難しいことは分かるが。

### ○千田指導主事

教育委員会の保健体育課です。学校安全を担当しております。その中で自然災害の台風というお話が出ましたので、お話をさせていただきますけれども、台風情報について、こちらの方に情報が入ります。それを私たちは各学校に、台風がいついつ来ますということで情報提供を流します。それを学校さんが受信して、うちの学校ではいつ休校にす

るとか、そういうことを各学校さんで判断するということですので、各学校の校長先生たちが集まって判断することではなく、そこは各校で決めているということです。あと、保育園さん等で台風についての情報が欲しいということであれば、それは組織的なこともあると思いますので、相談させていただければと思います。

### ○遠山会長

子どもという括りで一緒にやれていないということですよ。そういうことを、行政的には縦に割れてしまうけれども、なんとか揃わないのかということ。そこも視野に入っているということになればということでもよろしく願いいたします。

### ○吉田委員

県の医師会の母子保健担当の吉田と申します。よろしく願いいたします。2点です。1点目は、先ほど両川委員がお話していた非認知能力ということなんですけれども、県の医師会で取組んでいる事業でも、その非認知能力、昔で言う色んなことをやって、ケンカをしたり、子どもたちで色んな遊びをするという一般的なことで、成績に表せない能力、自己肯定感、自尊心、協調性、そういうものなんです、今の時代が少子化もあってそういう能力を高めることが難しいという現状の中で、小学校に入るまでの幼少施設での普及が一番大事だと考えております。そのところに県の医師会としても協力できないかということで、それに取組んだテーマで7月の末に大会を開きました。やはり認知してもらわなければいけないので、学校要領の改訂で非認知能力というのが入っているようなんですけれども、親とかそういうところの啓発が大事だと思いますので。一番問題になるのは、小児科学会からも出ているように、小さい子どもとかに対するスマホとかのゲームは、その時点でそういうのを阻害させますから、スマホに対しては眼科の方から視力の低下ではなく調節能力をおかしくしてしまう、スマホのやりすぎによって、実は戻る視力も戻らなくなるような病気、それから神経科的には、ゲームをやりすぎると片方の脳だけの刺激になるので、ゲーム脳という人を思いやる気持ちが落ちてしまうという啓発もされているわけですから、もう少しスマホという便利なものに対しての、子どもへの悪影響に対して、親に啓発するような文言とか、そういうのは大々的に出した方がいいんじゃないかと思います。もう1点は、県のすごいご協力のもとで、岩手県は全国的に早期、10数年前から、妊娠期からの最初は産後のうつということからはじまったんですけれども、それに対する取組をして、その後、うつから、実は妊婦さん本人が虐待を受けていた人が今度、虐待をするということが分かってきて、岩手県は実母と実父の虐待が一番多くて、生まれてすぐの虐待もあるわけです。それに対しては岩手県の協力のもとで、県の産婦人科のほうでそういう質問票を使ったもので、早期に発見することをやっております、それが疑わしいような人の場合は、保健師さんに連絡がいて、そこで色々なケアをしていく。そこまではすごく連携が取れていますが、ここ

にも各虐待予防のところに「連携を取り」と書いてあるのですが、1か月健診を過ぎると子どもは小児科のほうに行ってしまう。ですから、産婦人科の情報が健診をどこの小児科に行くのか分からない。というところで、少し流れが途切れてしまって、保健師さんのほうから上手に連携が取れるかとか、そういうところが問題になっていると思うので、どこまで情報を提供してという難しい問題もあると思いますが、法律の専門家も入れた会議のようなものを作っていただいて、虐待がおこった時じゃなくて、その前の仕組みづくりの会を作っておけば、各医療機関の先生方も相談しやすいとか、分かりやすいシステムを作ってもらえればいいかなと思っております。

### ○門脇総括課長

貴重なご意見2点いただきました。子どもの非認知能力につきましては、スマートフォンの使用についてということで、大事な視点だと思っておりますので、今回の子どもプランにまた別途起こした方がいいのか、そこも含めまして、これから内部で検討させていただければと思います。もう1点でございますが、先生からご指摘いただきましたとおり、産科と小児科の間にどういった仕組みが作れるかは別として、非常に大事な観点だと思っておりますし、児童虐待の防止という観点からいたしましても、非常に重要な視点だと思っておりますので、その部分の対応につきましても、どういう仕組みというところまで具体的に書き込めるかというところは検討させていただきますが、どういう形でありましても、重要性、課題という観点で書き込ませていただければと思います。

### ○吉田委員

市町村とかでも、問題点を知ってもらってやるような会議があればいいんじゃないかと思えます。

### ○佐藤伸一委員

今吉田先生がおっしゃったことはその通りで、私は現場にいたとき、市町村の要保護児童対策地域協議会に、産婦人科の先生に入ってもらいなさいという通知が厚生労働省から何年も前に出ておりますけれど。しかし、要対協に年に何回も出ていただくのは非常に困難ということで、当時、通知が出されたときには、県の産婦人科の先生方の集まりで、小林先生から、「日本産科学会からはきたけれども、会員の先生方にはちょっと通知は難しい」というお話をされまして、実際はそういう心配なケースを市町村の要対協にご連絡いただいて、そこから保健師さんの介入が入って、お母さんを助けることができる、子どもを助けることができるというケースは沢山ございます。今、私が申し上げる立場ではないのですが。

## ○吉田委員

ありがとうございます。その要対協の会議も小児科の先生に出させていただいておりますけれども、危なくなった例とか非常によく取組んでいていいのですが、そこに行く前の話のことなんです。危ないような、リスクがあるような人を小児科にどうやって繋いで、その先生が大丈夫かという目で見ると、普通の健診で終わるか。そうならない内の連携の会議があったほうが良いということです。

## ○両川委員

43 ページに生きる力を育む学校教育の推進とありますが、そのこのポツの下から 2 番目と 3 番目ですが、「家庭科の授業などを活用して、児童生徒が幼稚園や保育所などで乳幼児とふれあう体験学習を行う。」とあり、これはとてもいいことだと思う。今、大学の学生も研修に来ていて、小さな 0 歳児のお子さんを持つところに来て実習してもらったりしていますが、子育てをしている家庭に行ってもらって、実際に子育てをどうしているのか見ていただいたときに、学生の意識が変わるんですね。お母さんてこんな風に優しく育てていたんだとか、そういった意識が醸成されていく。そうすると小学校や中学校よりも、高校生、大学生は進路だとかも関係してくる時期で、ライフワークバランスを考えた場合にその後を考えていく。お金を得るための仕事、家庭を持つためのこと、両方を考えていかなきゃいけないと、下から 3 つ目のインターンシップ、職業体験と同じように、家庭の中でのインターンシップも本当は必要ではないか。今、本当に小さな子どもに触れないうちに育ててきて大人になるお子さんが多いので、やはり、子どもに触れてかわいいということプラス、お母さんてこういう風に育ててるんだ、お父さんはこうやっているんだ、そういったものの方がより実際にイメージする。ライフデザインができるのではないかと思うので、そこを上手にリンクできるようにするといいかかなと思うが、どうしても縦割りになってしまうので、ごちゃごちゃになってしまうと思われるかもしれないが、やはり子育て親、家庭に触れるということがすごく大事なことでないかと思ったので、乳幼児だけではないプラスアルファを入れていただくといいかないかと思いました。

## ○遠山会長

より年長の子どもたちにも視野を広げて見てはどうかということですね。

## ○両川委員

そうですね。結婚支援の方にも繋がっていくのではないかと。家庭を持つということに向かえばなというところがあって、それぞれいいのですが、それぞれが切れているので。

### ○鈴木主査

県教育委員会事務局の鈴木と申します。貴重なご意見ありがとうございます。私どもでは、インターンシップの担当をしておりますけれども、そういった取組をしているか、私のほうで把握しておりませんので、持ち帰りまして確認をさせて頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

### ○遠山会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは次に、次第の3 その他に参ります。委員の皆様から何かございますか。

### ○遠藤委員

ちょっとお聞きしたいのですが、国の方でも暑くなっていることで、子どもたちに冷房を完備した保育施設をとということで補助金があると。そういったことについて、県と市町村が負担しないと国の補助金につかないという補助金があるということで、うちの方から冷房がないからなんとかして欲しいという苦情がありまして、いま申請しているところだからちょっと待つてねと、熱中症等には十分注意しますからということでお答えをしていますが、県の方の予算の配置は進んでいるのかどうか、もし、やるにしても冬になる前かなと思ったりしていたものですから、そこのお考えをお聞きしたいなと思つてまいりました。そういった補助があると聞いて期待しておりましたので、ぜひ進捗状況を教えていただけないかなと思つていました。

### ○大内少子化・子育て支援担当課長

少なくとも、現時点では県の予算に計上しておりません。当初予算の時点ではその補助金がありませんでしたので計上しておりません。2つ補助金がありまして、国から市町村に直接補助するもので保育所等整備交付金、それからもう1つは、県を經由して補助するものもでございます。現時点で予算措置しておりませんが、状況等を踏まえて予算措置等について検討を行っていく。

### ○遠山会長

よろしく願いいたします。他にございませんか。

終了時刻も迫つてまいりましたので、最後に、事務局から今日の協議について、一言、コメントをお願いしたいと思います。

### ○野原部長

本日は長時間にわたり、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。今日お示しいたしました素案について、各委員のそれぞれのお立場から意見をいただきま

した。いただいた意見の中でも、非認知能力の取組でありますとか、発達障害のある子どもが医療にかかるまでの待機時間があることなど、我々が思っている視点もありましたし、また一方ではご意見をいただいて中々うまく答えられない、いわゆる縦割りではないが、我々の行政の仕組みの中でなかった、新たな取組を求められていることも強く認識したところがございます。全体としても、今日いただいた意見をどの様な形で反映できるか、きちっと我々の方で検討させていただいて、まだ数回ありますので、次回の素案になるかと思いますが、その中で考えやいただいた意見への反映をきちっとお示しさせていただければと考えております。また、佐藤委員の方から現場のほうの実行性というお話もいただきました。これは我々にとって永遠のテーマみたいなのところもありますが、反省も込めて申しますと、県の仕事としては県の計画を作っておしまいののですが、広く情報を共有しているが、どうしても計画が現場等に伝わって共感してもらえるかというのが重要だと思っております。そういった部分についても、現場にきちっと伝えられる努力をしてまいりたいなと改めて感じたいです。子どもプランの会議も、今年は岩手県子ども・子育て支援事業支援計画、いわて子どもの貧困対策推進計画、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画、社会的養育推進計画など様々な計画が同時並行で進んでおまして、これらを分かりやすくマスタープランの中でお示しをして、細かいところは各計画で話をしてもらえるように計画づくりを進めていければと考えているところがございます。本日は誠にありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。

#### ○遠山会長

ありがとうございました。委員の皆様から多数のご意見いただきありがとうございました。

それでは、この辺で議事を閉じさせていただきます。

各委員の皆さまには、円滑な進行にご協力をいただきありがとうございました。事務局にお返しいたします。

#### ○大内少子化・子育て支援担当課長

遠山会長様、ありがとうございました。

本日は、長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。

以上で、令和元年度第2回岩手県子ども・子育て会議を終了いたします。

なお、本日お配りいたしました資料につきましては、いわて子どもプランの冊子も含めまして、お手荷物でございますが、お持ち帰りいただきますようお願いいたします。

また、次回、第3回の子ども・子育て会議は、来月12日に開催予定としております。本日、頂戴しましたご意見等を踏まえ、事務局において「いわて子どもプラン」の内容を検討いたしまして、次回の会議ではプランの中間案としてお示し、さらに議論を深め



たいと考えております。

本日、次回開催のご案内をお配りしておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。本日は、ありがとうございました。